

第4回教育委員会

令和4年3月1日
午後3時30分
教育センター講義室

案 件

議案第30号

「地域図書館の建替整備について基本的な考え方」の改定について

「地域図書館の建替整備について 基本的な考え方」の改定について

1 決議内容

- ・「地域図書館の建替整備について 基本的な考え方」の改定案について、決議する。

2 改定の理由

平成 28 年 9 月に策定した「地域図書館の建替整備について 基本的な考え方」について、令和 3 年度で期間が終了するため、今後地域図書館の建替整備計画検討の必要性が生じた際に対応できるよう、改定を行う。

3 改定日

令和 4 年 3 月 31 日

【策定の経過】

・本市地域図書館について、平成元年の島之内図書館(中央区)の開館により1区1館の整備が終わり、平成10年の東淀川図書館建替より順次建替整備を進め、平成28年開館の城東図書館まで計9館の建替を行った。

・地域図書館を建替整備する全市的な基準・考え方を教育委員会として整理・取りまとめをするため、平成28年9月に「地域図書館の建替整備について 基本的な考え方」をまとめ、教育委員協議会で報告、市長、副市長に説明し了承を得た。

・期間については教育振興基本計画や生涯学習大阪計画に合わせ平成32年度までとした。
(教育振興基本計画の1年延長に伴い令和3年度まで延長)

【基本的な考え方】

- ①「大阪市公共施設マネジメント基本方針」等に基づき、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図る。
- ②建替整備にあたっては、基本的に複合施設として整備する。「地域図書館としての必要な機能」を確保するために、蔵書冊数10万冊 延床面積1,200㎡程度は必要であり、一方、継続かつ安定的に市民サービスを提供するため、本市の財政状況を勘案する視点が不可欠と考える。そのため当該区の状況により「延床面積1,200㎡程度」を超える整備が必要な場合は、区および教育委員会として市のコンセンサスを得ることが必要。
- ③「地域図書館としての必要な機能」以外の機能を整備する場合においては、財源及び管理は原因者負担とする。

【改定内容】

・上記①②③の基本的な考え方について、地域図書館の建替の状況が平成28年9月の策定時と変化がないと考えられるため、変更なしとする。

・今後地域図書館の建替整備計画検討の必要性が生じた際に対応できるよう、現時点の状況に合わせ統計数値や年次などを更新するとともに前回策定以降の動きを追加する。

・使用する統計については、蔵書に関する数値は最新の令和2年度末統計を使用しているが、利用に関する数値については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館等のため、一年を通じて通常開館を行った平成30年度の統計を使用している。

・期間については、現在検討されている教育振興基本計画や生涯学習大阪計画と合わせ、令和7年度までとする。

(新旧対照表)

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| <p>1. 地域図書館整備の方向性 (2)未建替館の状況 [以下を追加] ・未建替館14館のうち 2 館(港図書館・淀川図書館)について、建替整備が進行中である。 港図書館(昭和57年設置)については、港区役所が事業主体となって、弁天町駅前土地区画整理記念事業として整備を進めている(仮称)区画整理記念・交流会館に現在の港図書館を移転、拡充する予定である。 淀川図書館(昭和58年設置)については、淀川区役所が事業主体となって、もと淀川区役所跡地等活用事業として整備を進めている民間複合施設に移転、拡充する予定である。</p> <p>(4)建替館における市民サービスの方向性 期間については、<u>令和 3 年度に改定される教育振興基本計画や生涯学習大阪計画と合わせ、令和 7 年度までとする。</u></p> <p>5. 民間活用による市民サービスの向上について [以下を追加] ④図書館以外の施設への図書等の返却ポストの設置 通送業務委託の更新に伴い、平成 29 年度から大阪市役所及び平野区役所において、図書館返却ポストの設置、運用を開始した。 ⑤ネーミングライツ協定の締結 港図書館においては平成 30 年 4 月から、浪速図書館においては令和 3 年 4 月から、それぞれネーミングライツ協定に基づき愛称を使用している。これにより財源の確保を行っている。 ⑥民間企業からの支援による閲覧室改装 大手家具販売店の支援により、令和 2 年度から各地域図書館の子ども向けスペースの改装を順次行っている。</p> | <p>1. 地域図書館整備の方向性 (2)未建替館の状況</p> <p>(4)建替館における市民サービスの方向性 期間については、<u>現在検討されている教育振興基本計画や生涯学習大阪計画と合わせ、令和 3 年度までとする。</u></p> <p>5. 民間活用による市民サービスの向上について</p> |
| 備考 表中の[]の記載は注記である。 | |

地域図書館の建替整備について 基本的な考え方 (要旨)

大阪市立図書館 概要

【運営の基本】地域の情報拠点、子どもの読書相談支援センターとして機能する **知識創造型図書館の機能充実を目指す**
 学校図書館活用推進事業の事務局機能を果たし **学校図書館の活性化に資する**

中央図書館

延床面積 34,532 m²
 蔵書冊数 230 万冊
 年間入館者数 139 万人
 年間貸出冊数 237 万冊

バックアップ

- ① 情報ネットワークにより全 24 館をオンラインで結ぶ
- ② 中央図書館を基地とした人的・物流システムを構築
- ③ 4 層の書庫により、集中的な保存機能を有する

地域図書館

| | 建替館 9 館 | 既設館 14 館 |
|--------|----------------------|--------------------|
| 延床面積 | 1,463 m ² | 727 m ² |
| 蔵書冊数 | 約 10 万冊 | 約 7 万 2 千冊 |
| 年間入館者数 | 約 27 万人 | 約 15 万人 |
| 年間貸出冊数 | 約 54 万 7 千冊 | 約 30 万冊 |

- ・商用データベース等を活用した調査相談の実施、読書普及事業の実施、市民ボランティアの養成や活動支援、区役所等との連携・協力
- ・子ども向け事業の実施、ブックスタート事業への協力他子育て支援施設等との連携・協力
- ・学校図書館活用推進事業の実施、図書の特集貸出等学校への支援・協力

数値は令和 2 年度実績
 ただし、入館者数と貸出冊数
 は平成 30 年度実績

自動車文庫 2 台で市内 105 ステーションを巡回 年間貸出冊数 32 万 3 千冊

地域図書館の建替整備の基本的な考え方

- ① 「大阪市公共施設マネジメント基本方針」等に基づき、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図る。
- ② 建替整備にあたっては
 - ・基本的に複合施設として整備する
 - 「地域図書館としての必要な機能」を確保するために、蔵書冊数 10 万冊 延床面積 1,200 m²程度は必要。一方、継続かつ安定的に市民サービスを提供するため、本市の財政状況を勘案する視点が不可欠。
 - 当該区の状態により「延床面積 1,200 m²程度」を超える整備が必要な場合は、区および教育委員会として市のコンセンサスを得ることが必要。
- ③ さらに「地域図書館としての必要な機能」以外の機能を整備する場合においては、財源及び管理は原因者負担とする。

期間については、現在検討されている教育振興基本計画や生涯学習大阪計画と合わせ、令和 7 年度までとする。

地域図書館の建替整備について 基本的な考え方

平成28年9月作成 令和4年3月改定案

教育委員会 中央図書館

1. 地域図書館整備の方向性

(1) これまでの経過

- ・地域図書館については、平成元年の島之内図書館（中央区）建設をもって、24区全区に図書館の整備を完了した。
- ・その後、市民の利便向上や市建築物の高度利用の観点から、基本的に区民センターなど他の施設との複合建築の機会に建替整備を行い、閲覧室面積や蔵書数の拡充を図ってきた。
- ・地域図書館23館のうち、9館について建替整備を実施している。

(2) 未建替館の状況

- ・未建替館14館のうち、昭和52年11月に設置した此花図書館及び住之江図書館（設置後43年経過）が最も古く、平成元年9月に設置した島之内図書館（設置後31年経過）が最も新しい。
- ・未建替館14館のうち、単独館は1館であり、その他13館は他の施設との複合建築となっている。
- ・未建替館14館のうち、設置後40年以上経過した図書館が5館、設置後35年以上経過は7館、設置後30年以上経過は2館となっている。
- ・未建替館14館のうち2館(港図書館・淀川図書館)について、建替整備が進行中である。
港図書館(昭和57年設置)については、港区役所が事業主体となって、弁天町駅前土地区画整理記念事業として整備を進めている(仮称)区画整理記念・交流会館に現在の港図書館を移転、拡充する予定である。
淀川図書館(昭和58年設置)については、淀川区役所が事業主体となって、もと淀川区役所跡地等活用事業として整備を進めている民間複合施設に移転、拡充する予定である。

(3) 今後の建替についての考え方

- ・地域図書館については、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づき、個別維持管理計画を策定するなど、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図る。
- ・建替整備を行うにあたっては、基本的に複合施設として整備を行っていくこととする。

- ・多様な市民ニーズ等への対応や、区の特性を活かした地域図書館のあり方について検討を進めるとともに、区のコミュニティづくりの拠点である区民センター等の建設・改築時期に合わせて検討することとし、老朽度の著しいものや整備需要が高いもの等から、順次、建替整備を進めることとしたい。

(4)建替館における市民サービスの方向性

- ・現在の地域図書館各館は、中央図書館を中枢とした情報・物流ネットワークの構築のもと、スケールメリットを活かしつつ、「知識情報基盤としての機能」、「子どもの読書相談支援センターとしての機能」、「学校図書館の活性化支援の機能」を果たしている。
- ・建替館においては、地域図書館の基本的な機能をベースとして①～⑥の市民サービス拡充を行うため、閲覧スペースの拡大、蔵書の充実、多目的室等の設置することにより、「地域図書館としての必要な機能」を確保する必要がある。

- ① 蔵書の充実による、市民が求める資料・情報への迅速なアクセス
社会科学分野、参考図書等大人向けの図書の充実 平均4万6千冊⇒7万冊
- ② 地域性に対応した資料収集・提供の拡充
- ③ 利用者用検索端末の増設による、電子図書館機能の提供の拡大
商用データベース14種類が自由に使える利用者用検索端末 2台⇒4台
- ④ 閲覧スペースの拡大による、豊かな読書空間の提供
閲覧室面積 約400㎡⇒約700㎡
- ⑤ 多目的室設置による、市民ボランティアと協働した事業の拡充
約80㎡の多目的室を設置
- ⑥ 対面朗読室設置による、障がいのある方へのサービスの充実
対面朗読サービスの実施

- ・「地域図書館としての必要な機能」を確保するために、蔵書冊数10万冊 延床面積1,200㎡程度は必要。一方、継続かつ安定的に市民サービスを提供するため、本市の財政状況を勘案する視点が不可欠。
- ・従って、「地域図書館としての必要な機能」を確保するため、当該区の状況により「延床面積1,200㎡程度」を超える整備が必要な場合は、区および教育委員会として市のコンセンサスを得ることが必要。
- ・さらに「地域図書館としての必要な機能」以外の機能を整備する場合においては、財源及び管理は原因者負担とする。

期間については、令和3年度に改定される教育振興基本計画や生涯学習大阪計画と合わせ、令和7年度までとする。

2. 建替整備における延床面積の考え方

以下の諸室の整備等を行うため、延床面積について1,200㎡程度が必要である。

(1) 閲覧室：712㎡

- ① 「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、高齢化社会で求められる滞在型利用にも対応し、ゆとりある雰囲気の中で読書したり、調べものをしたりできるように、閲覧席や雑誌・新聞のブラウジングコーナーを設ける。また、車いすの利用者が閲覧室の中を自由に動いて本を選ぶことができる書架間隔を確保する。
- ② 地域の情報拠点として、生活上のさまざまな課題や地域課題の解決、「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」に沿った子どもの読書活動推進等のため、図書資料の充実を図るとともに、子どもも大人も利用しやすいように、それぞれに適した書架を整備する。また、地域の情報拠点として、大阪関係の図書資料コーナーや調べものコーナーなど、目的に応じたコーナーが設けられるように書架を配置する。
- ③ 蔵書10万冊のうち、貸出中の資料25,000冊を見込み、書庫配置分10,000冊を除く65,000冊を収納できる書架スペースを確保する。
- ④ 最新の有用な情報源として活用できる商用データベース、国立国会図書館が所蔵する絶版等で入手が困難な資料を図書館内で利用できる国会図書館デジタル化資料送信サービス等、電子図書館機能の提供を拡大するため、利用者用検索端末を2台から4台に増やす。

書架224㎡、通路270㎡、貸出返却相談カウンター30㎡、AVブース8㎡、机・椅子スペース130㎡、絵本コーナー10㎡、利用者用検索端末16㎡、エントランス等24㎡ 計712㎡

(2) 多目的室：76㎡（収納スペース12㎡を含む）

- ① 毎週の幼児や小学生向けの読み聞かせなどのおはなし会を開催するほか、乳幼児向けにわらべうたなどを行い親子ふれあいの場としているおたのしみ会を開催する。また、図書館利用の促進に向け、さまざまなテーマで一般市民向けの講座等を行う。
- ② 子育て施設や高齢者施設を訪問して本の配本や行事を行う市民ボランティアを養成する講座、学校図書館支援のためのボランティアの養成講座を図書館で実施する。
各館平均すると7グループ、約100人がボランティア登録を行い、図書館を拠点に継続的な活動を行っている。定例会議などの場の提供、絵本などについての情報提供等日常的な活動支援を継続して行う。
- ③ 7割程度の小学校が実施している図書館見学のほか、調べ学習など学年単位、学級単位の団体での利用があり、図書館を使ったグループでの調べ学習の要望にも対応するため、1教室程度の規模が必要である。

1教室分の64㎡、おはなし会等を実施する際に机・椅子を収納するスペース12㎡とで合計76㎡が必要。

(3)書庫兼倉庫：80㎡

過去の新聞原紙や雑誌のバックナンバー、貴重な郷土資料などを収納できるスペースと倉庫とを一体化することで通路等に要するスペースを最低限とし、有効な活用を図る。収容する資料10,000冊については高密の書架に配置し、スペースの有効活用を図る。

(4)事務室兼作業スペース：80㎡

図書館業務用機器や個人情報保護に必要な設備を設置するとともに、VDT作業に伴う作業スペースを確保する。事務室と作業スペースを一体化することでスペースの有効活用を図る。給湯室は設けず壁面に設備を設ける工夫を図る。

(5)対面朗読室：15㎡ ボランティア室：20㎡ その他（共用部分含む）：235㎡

図書館が養成した読書活動支援ボランティアのそれぞれの例会、打合せ、活動検討、リハーサル、不定期な練習や小道具の製作のために日常的に使用できる部屋の確保を行う。

合計1,218㎡

3. 建替整備における蔵書冊数の考え方

本市地域図書館においては、昭和47年地域館整備当初は蔵書3万冊収容の閲覧室からスタートし、平成元年から3か年計画で各館5万冊の蔵書が配置できるよう、蔵書の拡充、書架の増設を行い、さらに地域社会に根差した資料の収集を進めた。平成10年から地域図書館の建替整備を開始し、建替館は概ね10万冊、既設館は概ね7万冊の蔵書を有している。(大阪市内図書館全体の蔵書冊数は約430万冊、中央図書館は230万冊を所蔵)

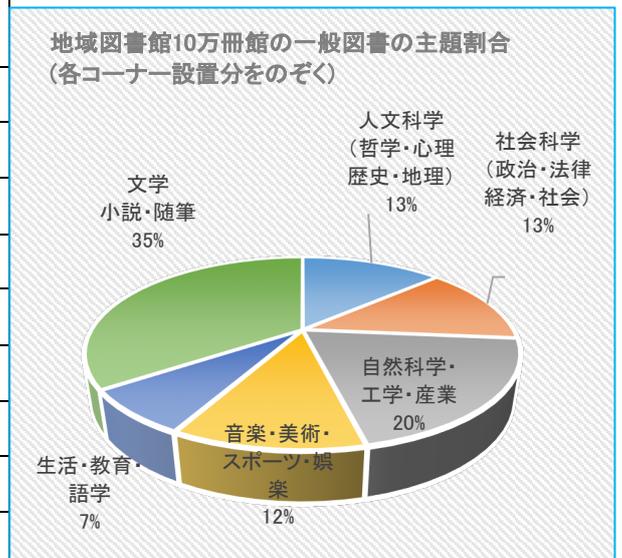
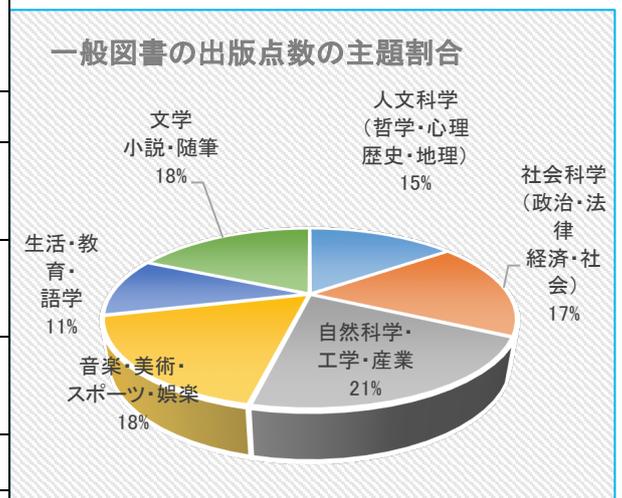
今後も、建替館については、10万冊の蔵書整備を行う。

(1) 分野別蔵書構成の特徴

地域図書館では、日本で流通している分野別出版点数の割合や、中央図書館の分野別構成に比べ、「文学・小説・随筆」の占める割合が大きい。10万冊の蔵書整備により、市場に出回っている分野別出版点数の割合により近くなっており、時代を反映した各分野の一般図書や実用書の収集がより可能となる。

本市の地域図書館における平均的な建替館と既設館の蔵書構成

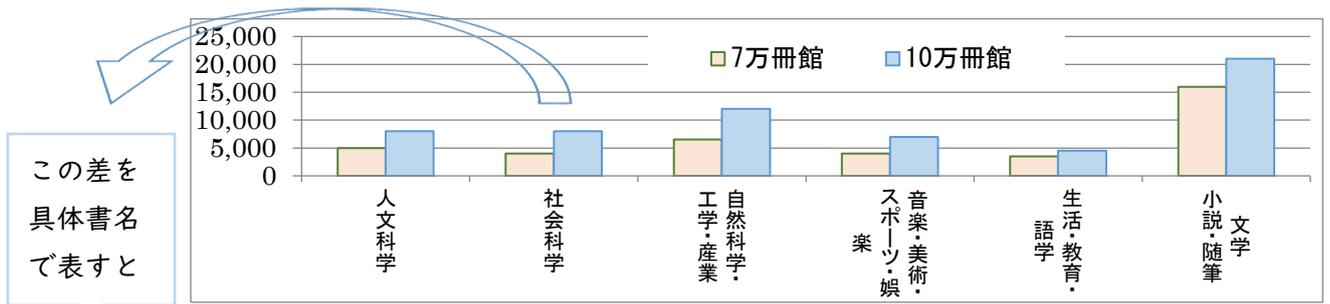
| 主題 | 10万冊館 | 7万冊館平均 |
|----------------------|--------|--------|
| 一般図書 | 70,000 | 46,000 |
| 人文科学（哲学・心理・宗教・歴史・地理） | 8,000 | 5,000 |
| 社会科学（政治・法律・経済・社会） | 8,000 | 4,000 |
| 自然科学（生物・医学・工学・技術・産業） | 12,000 | 6,500 |
| 音楽・美術・スポーツ・娯楽 | 7,000 | 4,000 |
| 文学（文学研究・日本/外国小説・随筆） | 21,000 | 16,000 |
| 生活（手芸・料理）・教育・語学 | 4,500 | 3,500 |
| 外国語資料コーナー | 900 | 850 |
| 大活字本コーナー | 1,400 | 1,200 |
| レファレンス関連図書コーナー | 1,200 | 1,000 |
| 人権コーナー | 350 | 350 |
| 仕事支援コーナー | 450 | 400 |
| 郷土コーナー | 2,400 | 2,100 |
| ヤングコーナー | 2,800 | 1,100 |
| 児童図書 | 30,000 | 24,000 |
| 総計 | 10万冊 | 7万冊 |



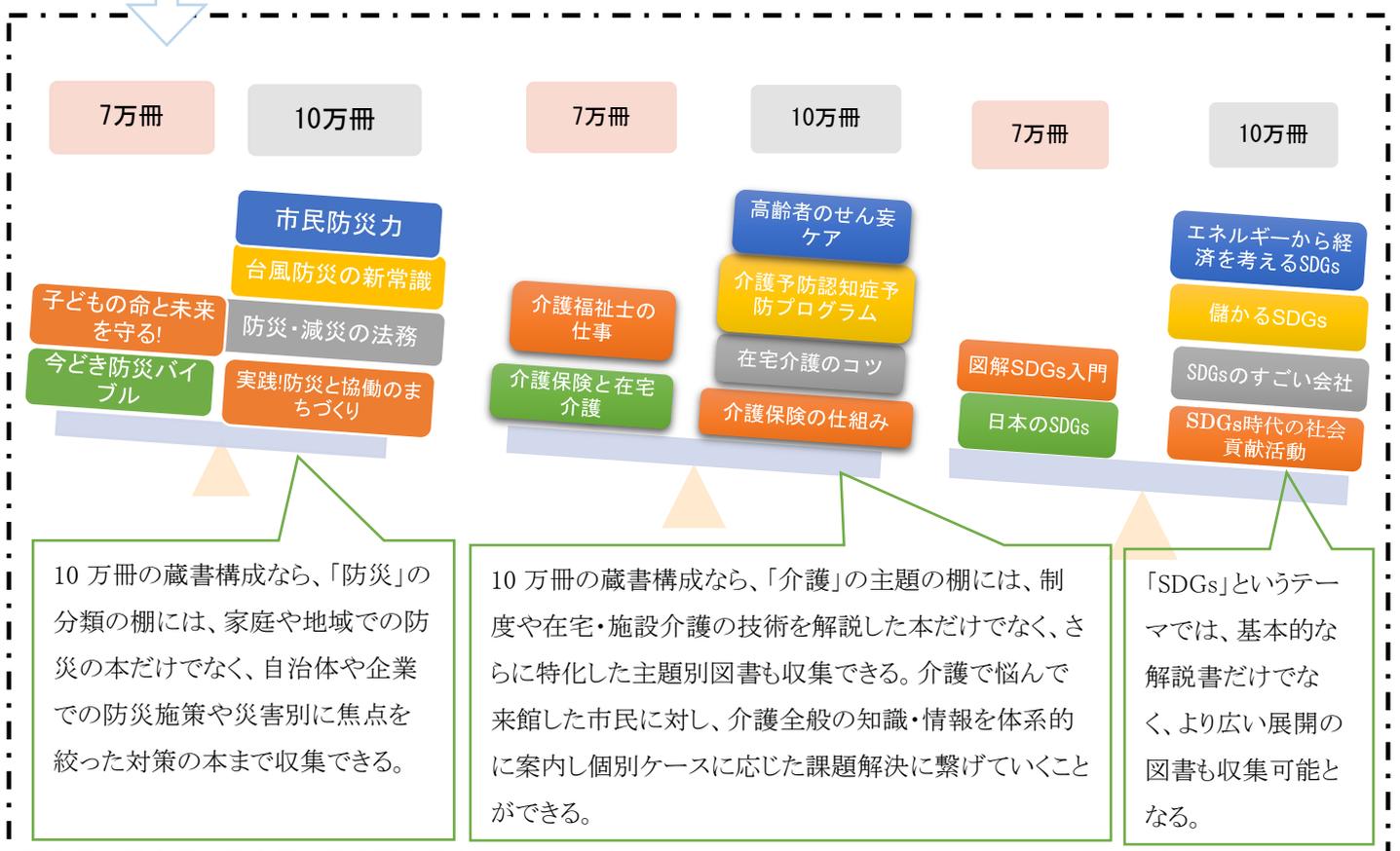
※1 蔵書構成内訳は既建替館の平均並びに分野別出版点数を基に市民の課題解決に必要な冊数を算出。

(2)建替館と既設館との蔵書構成の差

社会科学分野を例にとって、10万冊蔵書と7万冊蔵書の差を具体書名で以下に表す。



この差を具体書名で表すと



- ・ 閲覧室に並んでいる蔵書の充実は、上記例のように、求めている主題や知識の体系を提示し、入門書から関連書、さらに専門分化した資料への誘導を可能にするものである。
- ・ 子どもたちにとっても、蔵書の充実した閲覧室は、未知の領域が可視化され、本の存在を通して未知の世界を認識することができる。
- ・ 地域館が地域の情報拠点として機能するためには、10万冊規模の蔵書整備は必要である。
- ・ しかしながら、10万冊の蔵書であっても地域住民の多様な課題解決に繋げていくには、各主題分野の収集は十分とは言えない。本市においては、中央図書館を含む、全24の市立図書館が全蔵書を一体的に運用することにより、スケールメリットを生かした効率化を図っており、どの市立図書館からでも全館蔵書の利用を可能とし、提供できる資料の質と量を保障している。

《参考》

① 他都市比較

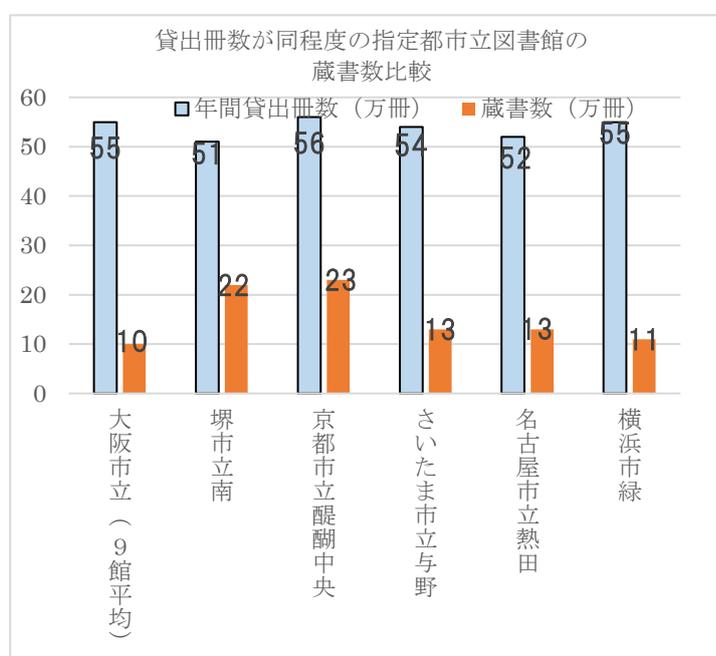
■地域図書館整備状況比較

図書館整備に20年以上の経過をもつ人口200万人以上の政令指定都市の地域図書館では、横浜市で14万冊、名古屋市で9万冊程度の蔵書整備がなされている。

| 都市名 | 大阪市 | 横浜市 | 名古屋市 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 人口 | 2,750,000人 | 3,760,000人 | 2,330,000人 |
| 地域図書館数 | 23館 | 17館 | 20館 |
| 地域図書館蔵書数 | 1,916,108冊 | 2,308,275冊 | 1,787,288冊 |
| 地域図書館1館当たりの蔵書数 | 83,309冊 | 135,781冊 | 89,364冊 |

■貸出実績比較※

- ・本市地域図書館の10万冊館の年間平均貸出冊数は約55万冊、同程度の貸出実績がある5大市等の地域館の蔵書数を比較すると、右のグラフの通り、いずれの市の地域図書館においても10万冊以上の蔵書冊数を有している。
- ・他都市比較において、本市10万冊蔵書館においては、全館のネットワークによるバックアップが有効に機能し、2倍以上の蔵書を有する館並みの貸出実績を挙げている。（指定都市平均）



② 本市図書館の利用実態※

本市10万冊館の年間平均貸出冊数は約55万冊、来館者数は約30万人で、いずれも、7万冊館のおおよそ1.8倍の利用状況にある。そのうち自館蔵書だけの貸出比較においては、約2倍となっている。これは、蔵書整備により、書架を眺めながら読みたい本に巡り合うような本との出会いを促進させ、潜在しているニーズにたよるとともに、地域図書館に一層の知識や情報との出会いの機能が求められていることを示している。

※令和元年度、令和2年度は全国的に新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館を行ったため、貸出冊数については平成30年度の数値をもとに分析。

4. 建替館における図書館機能

(1) 知識情報活用基盤としての機能

① 蔵書の充実

- ・「大阪市立図書館資料収集方針」(最新改定令和2年10月)を踏まえ、公平性、中立性を保ちながら、地域の風土・歴史、各種行政施策に沿って10万冊収集に向け、計画的な図書選定を行う。特に学校史や地図等、区に関する資料はできる限り収集する。
- ・生活上のさまざまな課題解決に資する社会科学、自然科学等の主題分野について、蔵書の充実を行う。
- ・資料・情報の内容が陳腐化していないか、子ども向けの資料等で更新すべきものがないかなど、日常的に書架管理を行う。

② 読書空間の確保

- ・滞在型利用に対応するため、延床面積約1,200㎡のなかで、調べものや読書ができる閲覧席の確保、雑誌・新聞などを気軽に読めるブラウジングコーナーの設置などゆとりある読書空間をつくりだす。
- ・電子図書館機能の拡充のため、利用者用検索端末を2台から4台に増やすとともに、活用の促進に向けた講座を実施する。

③ 利用環境の確保

- ・対面朗読室を設置し、視覚に障がいがある方へのサービスを拡大する。
- ・公衆無線LAN環境を整備し、市民のICT活用に寄与する。

④ 調査相談機能の強化

- ・全館の蔵書や商用データベース等の情報源を活用し、各区における地域の課題解決のための調査相談や子どもの読書活動支援にかかる相談など、高いレベルの専門的サービスを確保・維持する。
- ・商用データベースについては、他都市に比喩をみない豊富さであり、中央図書館と同レベルの情報検索環境を活用した調査相談業務を行う。
- ・中央図書館のバックアップのもと、調査相談記録の蓄積、国立国会図書館レファレンス協同データベース事業への事例公開など、各館が相互に連携しながらサービスの向上を行う。

⑤ 区役所等地域施設との連携

- ・子育て支援、高齢者福祉等各区の行政課題の解決に向け、市民ボランティア等と連携し、区役所や地域施設からの要請に対応する。
- ・施策に関連する調査相談対応や資料貸出、保健福祉センターの待ち時間改善に向けた資料貸出、区役所事業への図書リスト提供、主催事業への参加・協力などを行う。

⑥ 市民ボランティアとの協働の拡充

- ・地域と司書職員が築いてきた信頼関係のもと、市民ボランティアは各地域図書館を拠点として、子育て支援施設や高齢者福祉施設等さまざまな場で読書活動の推進を担っており、中央図書館、地域図書館で入門講座、ステップアップ講座を実施し、日常的に活動支援を行う。
- ・ボランティア派遣にかかる各施設との連絡調整等、ボランティアと地域施設をつなぎ、読み聞かせや本の紹介、朗読等本を媒介とした交流の場を生み出す。
- ・区でさまざまな活動をするグループ間の交流、隣接区で読み聞かせのグループ間の交流等の場を設定し、情報交換や活動の広がりを支援する。

(2) 子どもの読書相談支援センターとしての機能

① 区内の子どもの読書活動推進にかかる事務局機能

- ・「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」(令和3年度中に策定)に基づき、各区の「子どもの読書活動推進連絡会」を開催し、学校園、保育所、家庭、地域、図書館の連携・協力の拡充に向けた企画立案・実施など、中長期的な図書館施策を推進する。
- ・図書館内外で、ボランティアとの協働によるさまざまな子ども向け事業を実施する。

② 地域の子育て支援施策への連携・協力

- ・こども青少年局が主管し、区の子育て支援施設で実施されているブックスタート事業にボランティアとともに出席し、事業説明や読み聞かせの実演等を行う。
- ・乳児健診時のブックスタート事業の啓発、区の子育て支援施設の利用促進に向けた取組みに協力し、絵本講座や読み聞かせの実施等を行う。
- ・広報誌作成、区での絵本展開催等子育て支援に向けた取組みに協力する。

(3) 学校図書館活性化、学校支援の機能

① 学校図書館活用推進事業の実施

- ・各教育ブロック単位で学校司書への指導・助言や小・中学校図書館の整備を支援する学校図書館コーディネーターと連携し、学校司書の支援を行う。
- ・学校からの要望に沿って、図書購入の参考となるリスト作成、環境整備等への助言、協力を行う。

② 学校への支援・協力の強化

- ・区ごとに学校図書館支援のボランティア養成講座、学校図書館実践交流会を開催する。また、小学校からの要請による読み聞かせ等の実践講座を行う。